

4、同鉱保安係員本田由太郎は、同年一〇月頃、坑内作業場にて上記、今里正勝に対し、前同様勧説した。
上記はいずれも係長・主席係員・係員が、それぞれ会社当局の意向をうけて、上記の行為に及び、もつて三鉱労組の運営に支配介入したものである。

第四 上記事実認定の根拠

1、申立人等は上記認定事実の他に

イ、支配介入としては

A、三川鉱関係 一四件

B、四山鉱関係 七件

C、宮浦鉱関係 一件

計二二件

ロ、不利益取扱いとしては

宮浦鉱関係 七件 を申立てている。

しかし「イ」の支配介入計二二件については、申立人等は関係組合員がすでに三鉱労組を脱退して、新労組に転じた今日においては、同人等に真実の証言を期待し得ないとして、立証を断念したのであるから、当委員会としても、これを認めるに由がない。「ロ」の不利益取扱七件については、会社はそれぞれ本人及び現場の事情による、やむを得ない措置であつて、三鉱労組員の故をもつて差別したものではないと弁解しているところ、申立人等は、この点について極めて不完全な立証方法しか講じなかった。

会社が、三鉱労組員に対し偏頗な差別取扱をしているように見える疑いも纏綿するけれども、それらは余程、周密な手続きによらなければ、確定できないことであつて、申立人から提出された不完全な立証をもつてしては、到底、これらの事実の真相を確認しうるものではない。

かくて本件申立て事実のうち、不利益処分関係七件については、不当労働行為であると確認できない。

2、会社は上記認定の各事実について、

関係の係長・主席係員・係員等は、もちろん、会社自体としても、三鉱労組員である労働者に三鉱労組からの脱退や、新労組への加入を勧説したのではなく、その意思もなかったと弁解する。

しかし、審問の結果によると、前記認定事実のうち、大半の事実については、当該係長・主席係員・係員等自ら証人として、三鉱労組員であるそれぞれの労働者に対し「新労をどう思うか」とか「まだ新労に合わないのか」とか「三本筋（三池労組、註―これは坑内帽への白線三本の標識）をいつまではめておろのか」など、暗に三鉱労組を脱退して、新労に加入することを勧説していると認められる言辭をなしたことを証言しており、また、中には、明白に三鉱労組の脱退と新労組への加入を勧説した事実を証言している。
そののみならず、当該労働者の方では、すべてこれらの係長・

主席係員・係員等から、認定事実のような勧説をうけた旨を証言しているもので、以上の各証言を総合して判断すれば、前記認定の事実には立証充分であると考えられる。

第五 認定事実と会社の責任

1、認定事実を表われた係長・主席係員の行為は、元来それ自体において、本件の場合、直接に会社の責任に帰すべきものであると判断する。まず、本件係長・主席係員等の地位は少くとも、三鉱労組に所属する労働者に対する関係においては、使用者の利益を代表する資格にあるものと言わなくてはならない。けだし会社の定めた事業所職制の規定によると、その第一条に、三池鉱業所には所長・次長・部長・鉱長・課長・坑長・係長・係員をおくのであり、その第五条によると、係長は、鉱長・課長及び坑長の事務を分掌する。

但し、必要に応じ、所長・次長または部長の事務を分掌することがある。係員は、各職に付属し、その職務に従事すると定められているので、少くとも係長の職務は、前記の明文によっても、経営者機構の一部であると認めなくてはならない。

なお、審問の中に表われた証言によると、上記の如き規定の他に、労使共に認めている慣行として、主席係員は、各鉱において、係長の職務を代行し、労働者のくりにみ配役・合建・残業・公休出勤等を決定して命令実施する権限を有するので、その部下の労働者との関係においては、使用者の利益の代行機関に他ならない。

三鉱労組の鉱員にとつては、作業現場における労働条件として配役・残業・公休出勤・合建などは、その利害の中核的部分に関するものであつて、日常の業務における指揮監督上の上司として最も顕著なる関心事である。

叙上の理由により、係長・主席係員は、本件の勧説・勧告をうけた労働者にとつては、経営機構の末端であること判断せられ、その行為の責任は会社に帰すべきものであると認める。

2、次にこれらの係長・主席係員・係員の行為は、会社の主張する如く単に偶発的なものであつても、係長・主席係員・係員が、職員組合に所属するためのものでもなく、会社の方針により、上からの指示に基づくものと判断する。

その判断の根拠は、勧説をうけた労働者の審問における証言中、勧説をした係員等が、これをもつて上からの指示であると言つたことが表われていること、また、本件の如く、長期間にわたつて多数の係長・主席係員・係員等が、多数回にわたつて、本件の如く、三鉱労組を脱退して新労組に加入する事を勧説するについては、ただそれらの係長・主席係員・係員のみの偶発的意志によることは到底、事の状況上考えがたく、全く組織的ないし計画的な行動として、これを見るべきであつて、同人等は

少くともそうする事が会社の方針に沿うものであることを、認識しない限り、容易に行ないえないことであると見るのが、事態の事情に即した見方であると判断する。

なるほど、三池鉱業所においては、係長・主席係員・係員等は、別に労働組合としての職員組合を組織し、加入しているものであるけれども、職員組合の組合員として、本件の如き旨動に及んだものとは認めない。けだし、職員組合は、労働条件の維持向上を目的とする団体であるにもかかわらず、同組合自体が、労働条件となんのかかわりあひもない三鉱労組のきりくずしや、新労組の育成をその事業として行なうべきいわれもなく、また、本件関係の係長・主席係員・係員等は、職員組合の執行機関でもないのに、このような組合の目的外の行動をかくも、大がかりに実行したものと到底うけとりがたい。

3、紗上の如き判断に依つて、本件、係長・主席係員・係員によつて行なわれた三鉱労組員に対する三鉱労組からの脱退と新労組への加入の勧説は、いずれも、三鉱労組の切崩しと新労組の育成であり、三鉱労組に対する支配介入として、使用者たる会社がその責を負うべきものと判断する。

第六 法律の適用

会社の本件行為は、労働組合法第七條第三号に該当するので、同法第二七條労働委員会規則第四三條にのっとり主文掲記1、2項の範囲で救済請求を容認し、その余の請求は、理由または必要がないのでこれを棄却する。
なお本件申立てには、被申立人として、三池鉱業所を掲記してあるが、すでに同鉱業所の経営をしている会社に対し、救済の命令をしたので、三池鉱業所に対してはこれをする要なきものと考える。

昭和三十九年八月三十一日

福岡県地方労働委員会
会長 副 島 次 郎
福岡県地方労働委員会
事務局長 松 田 正 巳 副

福岡県地方労働委員会
事務局長 松 田 正 巳 副

原本の通り相違ないことを証明する。